

令和4年第4回教育委員会定例会

開会年月日 令和4年2月18日(金)

場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 堀 和 夫
同 委 員 中 田 尚 代
同 委 員 坂 口 節 子
同 委 員 仲 山 英 之
同 委 員 岡 田 行 雄

議 題

1 議案

- (1) 議案第7号 令和3年度教育に関する事務の管理および執行の状況の点検・評価報告書について

2 陳情

- (1) 令和4年陳情第1号 ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める陳情書

3 協議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
(2) 令和3年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕
(3) 令和3年度「お祝いの言葉」について

4 報告

(1) 教育長報告

- ① 令和4年第一回練馬区議会定例会提出議案について
② ICTを活用した教育活動の推進について
③ 令和4年度学校関係工事計画(案)について
④ スキー移動教室の中止について
⑤ 令和4年度練馬区立少年自然の家の臨時休館について
⑥ 令和4年度図書館特別館内整理期間について
⑦ 青年リーダーの養成の強化について
⑧ 子育て支援サービスの充実について
⑨ その他

開 会 午前 10時00分

閉 会 午前 11時45分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	木 村 勝 巳
教育振興部教育総務課長	櫻 井 和 之
同 教育施策課長	枝 村 聡
同 学務課長	杉 山 賢 司
同 保健給食課長	唐 澤 貞 信
同 教育指導課長	谷 口 雄 磨
同 副参事	山 本 浩 司
同 学校教育支援センター所長	小 野 弥 生
同 光が丘図書館長	清 水 優 子
こども家庭部長	小 暮 文 夫
こども家庭部子育て支援課長	山 根 由美子
同 こども施策企画課長	柳 下 栄
同 保育課長	清 水 輝 一
同 青少年課長	石 原 清 年
同 練馬子ども家庭支援センター所長	橋 本 健 太

教育長

それでは、ただいまから令和4年第4回教育委員会定例会を開催する。

教育振興部長

本日、学校施設課長が欠席させていただいている。

こども家庭部長

同じく、保育計画調整課長も欠席させていただいている。よろしく願います。

教育長

それでは、案件に沿って進めさせていただく。

本日の案件は、議案1件、陳情1件、協議3件、教育長報告9件である。非常に案件が多いため、各委員におかれては、進行にご協力いただけるようお願いする。

それでは、案件に入る。

- (1) 議案第7号 令和3年度教育に関する事務の管理および執行の状況の点検・評価報告書について

教育長

初めに、議案である。議案第7号、令和3年度教育に関する事務の管理および執行の状況の点検・評価報告書について説明をお願いする。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

ありがとうございます。7月の第13回教育委員会定例会から12月の第23回教育委員会定例会までご協議いただいた内容に、教育委員会で選任された学識経験者3名からのコメントが加わったものである。この後、3月の議会で報告し、その後、公表させていただく予定になっている。

何か本件についてご質問等があれば願います。

仲山委員どうぞ。

仲山委員

61ページの子育て分野の3-①についてである。その後半の、「また、待機児童問題もあるかと思われるが」から始まる3行について、少々解説をしていただきたい。

子育て支援課長

ねりっこクラブの中にねりっこ学童クラブがある。その中で、ねりっこ学童クラブに申込みをしたが定員がいっぱいで入れなかったといった待機児童のために、ねりっこプ

ラスという事業を、令和3年度から実施している。

ねりっこクラブは、ねりっこ学童クラブとねりっこひろばという2つをあわせてねりっこクラブと称しているが、ねりっこ学童クラブは保育をしている学童クラブであり、定員がある。もう一つのねりっこひろばというのは、使いたいお子さんについては登録さえしていただければ、誰でもそこを利用することができる。基本的には5時、もしくは冬時間になるともう少し早い時間に子供たちは帰るため、その後、ひろば室が誰もいなくなるわけである。

そうすると、ねりっこ学童クラブに入れなかった待機のお子さんが、6時もしくは7時までにいるときに、ひろば室が空くので、そこを使ってひろばで過ごすことができる。学童クラブには入れなかったが、居場所として、そのひろば室を使って、待機児童対策として居場所を確保する。それがねりっこプラスという事業である。

解説としてはそういった形になるので、1人以上待機がいたねりっこクラブにおいては、たとえ1人の待機児童だとしても、お子さんの居場所として希望されるようであれば実施する。そういう仕組みになっている。

以上である。

仲山委員

どうもありがとう。

教育長

ほかにないだろうか。

岡田委員どうぞ。

岡田委員

全体的な感想だが、2つある。

例えば32ページについて、表記の仕方についてすごくよかったと思うのが、後半の下の部分で、昨年度の点検・評価における主な意見がきちんと書いてあり、それに対して今後どのように取り組むか、方向性が意見とともに書かれているのが非常に分かりやすくよかったと思う。

私も某市でこの点検・評価の委員をやっていた経験があり、こういう表記が非常に貴重で大切なことだと思う。ぜひこの記載の方法を続けていただきたいと思った。それが1つである。

それから2つ目なのだが、実は私は新聞を紙でとっておらず、デジタル版で読んでいる。したがって区報を頂いていないが、私はこの点検・評価を拝見して、練馬区が非常にきめ細かな取組を実施されているのだという印象を持った。多くの人たちが、この取組の情報やきめ細やかさを利用しながらやっていくという観点に立ったときに、例えば、区報をとっていない人に対しても、うまい宣伝の仕方、この取組状況が様々な方々に分かるような何かができないかと感じた。

例えば58ページの部分で、先程「支援が必要な方ほど、支援を求めない」ということが触れられていたが、どこに支援を求めているのかも、ひよっとすると分からないのか

もしれない。そのようなことも考えて、これだけいい取組をされているので、ぜひ区民の方にお知らせする上手い方法があればいいのではないかと思った。その辺について、何かご意見をいただければありがたい。

以上である。

教育総務課長

私からは1つ目のお話についてお答えする。この点検・評価は毎年度行っているが、やはり、PDCAサイクルというか、やってきたことについて、去年評価した点、また課題になった点のそれぞれが、どのように今改善されているのかということが分からないと、次の点検・評価も進まないだろうというご意見などをいただいた。

そのため、この欄も少しずつ改善し、現在はこういった記載になっている。今後も続けていきたいと思う。ありがとう。

学校教育支援センター所長

2点目のお話の支援が必要なご家庭やお子さんへの周知啓発の関係である。これまで学校向けに、様々な相談環境の整備をする中で、例えば電話相談や、対面の相談もそうだが、タブレットを使ったメールでの相談や、アプリの利用など、様々なところで実は環境整備をするたびに周知啓発してきた。毎年、子供たちには子供相談カードという形で相談窓口についてお知らせしており、学期ごとに、学校からは相談用の案内一覧のようなチラシ、リーフレットを配布させていただいて、ご家庭にはご案内をしている。

また様々な支援の事業を行うたびに、区報だけではなく、ホームページや、学校での周知など、様々な媒体を使ってこれまでも周知を行ってきている。今後も工夫しながら周知啓発を図りたいと考えている。

以上である。

教育長

PRについてだが、例えばこれは区報で出すような分量ではなかなか不十分だろうというもので、まず議会報告して周知するにあたっては、ホームページに登載する。これは全文である。

それから2点目だが、例えば様々な活動がある。いわゆる通所、保活等と言われているものだが、例えば保育園に入りたいといったことについても、ICTを使ってスマートフォンで情報が入手できるということも既に始めた。

また一方で、次年度からは、子育てのための、いわゆる母子健康手帳の電子化ということも健康部と関連して進める。それから先ほど学校教育支援センター所長が申し上げた、不登校、いじめのご相談についても、そのような形で様々な情報が伝達、相談ができるようなシステムの開発が始まっており、稼働している。さらに、先日もご協議をいただいた、ヤングケアラーについては、まさに困っている人がどこに相談していいのかということについて、これからの周知の課題だと思っている。

様々なご相談を教育委員会は承るが、従来から児童虐待等も含めて、所管にかかわらず、受けたところが第1の入り口となり、そして関係所管にご紹介やつないだりすると

いうやり方を取らせていただく。この教育の点検・評価についても、そういう形で周知を充実させていただきたいと思っている。

それでは、坂口委員、どうぞ。

坂口委員

私もこの点検・評価を行うのが何回目かになり、初めは教育行政を全部知っているわけでもないのに、なぜ私が評価するのだろうと本当に悩んだ。それで、今はだんだん分かってきたが、今回、岡田委員がおっしゃったように、平成30年から、しっかり考察をして、次評価することを書こうという形になったことによって、本当に分かりやすくなり、自分たちが一生懸命考えて評価したこともここに生きているということと、それから、それをきちんと予算化され、その予算化の方針が説明されると、後の63ページに記載があるように、非常に全体を把握できるし、それから一生懸命一歩進み、半歩進み、ということ全体を考えているということも、手に取るように自分自身が納得できた。今回の評価のとりまとめを私も大変うれしく思い、拝見した。

私は何年か点検・評価を行ってみて、このようにして教育行政が進むのだということをつくづく感じたのが、今回の評価である。

言いたいことは多くあるが、今度のそれぞれの学識経験者の評価には非常に納得がいった。漆澤氏のご意見で、やはり人と人が触れ合う経験が、本当に失われているため、頑張ってもらいたいということがあった。そういえば、そのために移動教室などを、また始めようという発想になったし、子供同士が触れ合うものをしっかり考えて進んでいるのだと、大変うれしく思う。

それから横澤氏のご意見で61ページの最後に記載がある部分である。これは本当にそのとおりなのだが、青少年育成委員会に触れていて、今回、2年間本当に活動は止まっていた状態だったが、委員が高齢化しており、若い練馬区内の青年リーダーを育てる必要があるということである。そういう方たちにしっかり委員会の中に所属してもらい、助けてもらったかどうかと具体的な提言なども入っており、それも大変うれしく私は拝見した。

そのため、この評価は、非常に大切な1年間の活動の通信簿のように、力になるものであると、心強くそう思った。本当にありがとう。よくまとめていただいたと思う。

以上である。

教育長

ほかにはないだろうか。

それでは、この議案第7号については承認とさせていただいてよろしいだろうか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただく。

先ほど冒頭に申し上げたように、今後、議会報告と区民等への公表を行わせていただく。

(1) 令和4年陳情第1号 ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める陳情書

教育長

では次に、陳情案件である。

令和4年陳情第1号、ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める陳情書。この陳情は、本日新たに提出されたものである。事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、お手元の陳情書をご覧ください。

令和4年陳情第1号、ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める陳情書。

陳情代表者等は記載のとおりである。

要旨である。ゲノム編集技術応用食品、以下、ゲノム編集食品は、遺伝子操作した遺伝子改変食品であり、体や生態系への影響などが懸念されるため、以下の事項について要望する。

1、学校給食に使用する食品について、「ねりまのきゅうしょく」に、「遺伝子組み換えを含む遺伝子操作を行っていないもの」と明記すること。

2、区立小中学校において、ゲノム編集高ギャバトマト苗の販売会社から、今後、家庭菜園用苗の無償提供を受けないこと。

以上である。

教育長

この2番が二重線で引かれている理由も一緒に教えていただけるか。

事務局

要旨の2については、保育園給食について記載がある。こちらに関しては、教育委員会から教育長に委任された事項ということになる。そのため教育委員会で陳情を議論いただくという内容ではない。そのため今回の内容から外れているということである。

以上である。

教育長

要旨の2の保育園給食については教育委員会の権限のところではないということで、この二重線で削除されている。

それでは、資料要求等があれば伺う。

仲山委員どうぞ。

仲山委員

資料要求ではないが、意見を述べてよろしいか。

教育長

はい。

仲山委員

私は、いよいよゲノム編集食品が出回るようになったので、これは大事な問題を提起していると思うが、この陳情の要旨の1と2、これをそのまま採用することはよくないと思う。

まず1のほうだが、使用するものは『「遺伝子組み換えを含む遺伝子操作を行っていないもの』と明記すること』と書いてあるが、今まで出回っている品種改良のもの、これも実は遺伝子操作を行っているもののため、こう書いてしまうと、お米もそうであるし、野菜も果物もほとんど使えなくなってしまうので、これは少々極端な主張だと思う。

それから要旨の2つ目だが、この文章は「ゲノム編集高ギヤバトマト苗の販売会社から、今後、家庭菜園用苗の無償提供を受けないこと」と記載があり、これはゲノム編集の苗以外のことまで含んでしまっているわけである。もうこの会社からは今後無償提供を受けないのだということは、これも実は相当極端な話になってしまうため、やはりこの2つ目の要旨もこのまま採用はできないことだと思う。

その上で、初めに言ったが、ゲノム編集食品というものがもう出回っているのも、やはり食べたくない子供たちも、あるいは食べさせたくない保護者の方もいらっしゃるのも、これを使うか、使わないかということに関しては、区のほうで指針をしっかりと示す必要があるのではないかと考えている。

以上である。

教育長

この陳情については同趣旨の陳情が区議会にも出されていて、私どもが出席している文教児童青少年委員会にも今月付託をされている。同趣旨の内容である。

そこでだが、ひとまず、例えばこの陳情に対するご質問や資料要求を事務局にご用命いただいて、それを整えさせていただいたときに、この陳情の審査をしていただいたほうがよろしいかと思う。

いずれにしても食育の重要な内容である。ただ、実現可能性の問題もあり、そういうことを踏まえて後日ご審議いただくことになるが、それに際して何か、事務局のほうでご用意したほうがよさそうな資料などがあれば、ご用命を承りたいと思う。

坂口委員

学校給食に利用してはいけないようなものなどのリストはあるのか。私は、要旨の1つ目の全ての食品に明記するということについては、調味料から全ての食品をこういうやり方で分析することなどはできないし、学校給食ではおそらく学校給食として利用するための一つの基準のようなものをお持ちなのではないかと少々疑問に思った。もし何かあるのなら願います。

保健給食課長

給食でどのような原材料を使っているかということについては、この陳情の中に出ていますが、「ねりまのきゅうしょく」という冊子があり、新入生の保護者に向かってお渡ししている。その中で、例えば原則として国産の食品を使うとか、あるいは過度に化学的な肥料等を使ったものは使わないということ、ここにあるように、遺伝子組換えを行った食品については使用しないということを明記している。

この遺伝子組換えだけではなく、それも含んだもう少し広い範囲で、遺伝子操作というような食品全てについて使わないということ、この陳情者は求めているところである。

以上である。

教育長

そもそもこのゲノム編集食品というのはどういうものなのか、それから、今、保健給食課長からあった、遺伝子操作した食品と、遺伝子組換えした食品はどこが違うかなど、そういうことが分かれば、次のこの陳情の審査のときにご説明いただくと助かる。

保健給食課長

いろいろ用語が入り交じってしまうかもしれないが、基本的に遺伝子組換えと言われているのは、そのものの遺伝子に、ほかの物の遺伝子から物を持ってきて合成する技術というような解釈ができるかと思う。ゲノム編集と言ったときには、その遺伝子の中の操作ということである。

ゲノムというのは、遺伝子とそれ以外のものを含んだ、広い範囲のものになるが、ゲノム編集というのは幾つかパターンがあって、その中で、端的に言うと遺伝子組換えにあたるものもあれば、そうでないものもあると言われている。このように話していると非常に難解になってくるが、そうしたことを端的に、例えば国のほうで参考として知らせているような文章等があれば、そうしたものを参考にお渡しして、何とかかみ砕いた形でご説明できればと思う。

以上である。

教育長

ほかに何かご質問等はあるか。

仲山委員

陳情書にも書いてあるが、ホームページでも公表されているということで、私もホームページを確認した。遺伝子組換えのものは使わないとか、そういったことが書いてあるわけだが、一方で私が見たものの中に、区立南が丘小学校から出している情報があり、そこでは冒頭に、食品の安全性が確認できない場合は、「疑わしきは使用せず」の方針で食材選定をしていると書いてある。

このことは練馬区のホームページのほうでは、私が見る限り見当たらなかったが、こ

れは南が丘小学校の独自の考え方なのか、あるいは区としてもそういう考え方なのか、その辺りを一度調べてもらいたいと思う。ほかの小学校について、私は調べていないから分からないが、その辺をよろしく願います。

保健給食課長

先ほどお話しした「ねりまのきゅうしょく」の冊子そのものや、今ご指摘いただいた南が丘小学校のケースについても確認させていただいて、ご報告できればと思う。先ほどのお話も含めて、そうした資料についてご用意させていただこうと思っている。
以上である。

教育長

ほかにご質問、資料要求等はないだろうか。
それではこの陳情についてはここまでとして、次回以降に継続とさせていただきたいと思うが、よろしいだろうか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただく。

(3) 令和3年度「お祝いの言葉」について

教育長

次に、協議案件である。
協議の(3)令和3年度「お祝いの言葉」についてである。資料があるので説明を願います。

教育指導課長

資料に基づき説明

教育長

若干このお祝いの言葉について補足をさせていただく。学校に勤務された経験のある岡田委員はご存じかと思うが、従来から卒業式、修了式に当たっては、区長と教育委員会の連名でお祝いの言葉を寄せさせていただいている。学校が多いものだから、区の幹部職員が出席し、教育委員の皆様方にもご出席をいただいている。それで最大の場合、小学校は65人になるが、一遍に行うので、他の部局の課長もお願いして、部課長で出席しているところである。

残念ながらコロナ禍の関係で、一昨年、昨年と、卒業式の区の職員の出席は、来賓も含めて、結局取りやめになっていて、学校の中だけでやらせていただいている。そのた

め、これまではずっと奉書紙に書いて、それを壇上で区の幹部職員と教育委員が朗読する形で運営されていたが、この2年間はそうではなかった。残念ながら今回についても同様の取扱いになった。

今回のお祝いの言葉については、壇上で朗読することにはならないが、各学校においては掲出するなどして、このお祝いのお言葉をご覧いただくという思いである。本件についてはこの内容でよろしいかどうかという確認をするために、協議事項として出させていただいたものである。

それではこの件について、何かご質問、ご意見等があればお願いします。

よろしいだろうか。

それではこの内容でよろしければ、このお祝いの言葉については確定させていただいて、発行等の作業に移らせていただきたいと思います。よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただきます。

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (2) 令和3年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

教育長

それでは、協議事項、その他である。協議の(1)旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置についてである。(2)令和3年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価については、先ほど議案として出させていただき、終了とさせていただいた。

(1)については本日のところは継続させていただき、次回以降に協議を行いたいと思うが、よろしいだろうか。

委員一同

はい。

教育長

では、そのようにさせていただきます。

(1) 教育長報告

- ① 令和4年第一回練馬区議会定例会提出議案について

教育長

次に、教育長報告である。本日は9件のご報告をさせていただきます。

それでは、報告の①番についてお願いします。

教育指導課長

資料に基づき説明

教育長

既に議案として提出する時にご審議いただいた内容である。
報告①番について、何かご質問、ご意見等はないだろうか。
よろしいか。
それでは、報告の①番については以上とさせていただきます。

② ICTを活用した教育活動の推進について

教育長

次に、報告の②番についてお願いします。

教育施策課長

資料に基づき説明

教育長

それでは、この報告②番についてご質問、ご意見等があればお願いします。
岡田委員どうぞ。

岡田委員

先ほどのご説明の中でこれに関するものが出ていて、とてもきめ細かくやっていただいているということが分かったが、1週間前ぐらいに日本経済新聞に掲載されていた記事で、GIGAスクール構想が少し鈍ってきて、教員の意識として、タブレットを返したいということがありと記載されていた。その字が非常に大きく出ていて、強いように私は感じたが、区の中で先生方のタブレット活用に関する意識はどのようなものなのかというのは、少々気になった。

それで、非常に手厚くやっていただいているということはよく分かったが、タブレットの中で光と影の部分も当然ご検討されているかと思う。教員の意識の面でぜひ教えていただきたい。

それから裏面のご説明の中で、事例集を作成、配布するということが、これができたらぜひ拝見できればと思うので、よろしくお願いします。

以上である。

教育施策課長

今、岡田委員からお話があった日経新聞の記事である。私も拝見させていただいた。新聞記事に書かれている内容はそれぞれ、そういったご意見であったり、反応があったのかと思う。練馬区の教員の皆様方には、例えばICTを使って授業を行っていく上で、

自分自身の評価として、できる、ややできる、あまりできない、そういった評価を、年に1回文部科学省の調査等を通じて行っている。この割合は、例年、例えば70%台、80%台ということで高まってきているところである。

また各授業において、いわゆる電子黒板を使う、タブレットを使う、こういった頻度も教科等に応じて高まってきている。電子黒板、小型ディスプレイなどは、私が学校に伺う際、授業等拝見する際は、もうほぼ使っているような状況である。

ご案内のとおりコロナ禍において、3か年かけて端末を導入していくというものを、1年間に前倒しをして行ったところがあるから、当然先生方のご負担というのはかなりのものだろうと思う。だからこそ、ICTの支援であったり事例集というもので、可能な範囲で先生方をサポートしていきたいと思っている。

もう一つ、具体的なご質問で事例集というお話があった。先ほど申し上げたとおり、今調整中ということである。整い次第、教育委員の皆様にもご案内申し上げたいと思っている。

以上である。

教育指導課長

1点目のICTあるいはタブレットに関する教員の意識について、私からもお話をさせていただきたいと思う。やはりこのICTの活用に関しては、得意、不得意について、年齢に限らず、個人が思いを抱いているということはあると思う。中には苦手意識を持っている先生方もおられると思っている。

従来の黒板とチョークでの指導というものに、このタブレット端末などのデジタルを導入した、新しい教育の方法が今始まっていることにより、やはり教員のほうの意識も向上させる必要はあるが、その苦手意識も払拭していく必要もあると思い、私どもも日々学校と行いながら、指導に当たっているところである。

何よりもこれからの時代を担う子供たちにとって、どうしても必要なツールになっていくだろうと思っている。様々な検定、あるいは試験などもCDT化が進んでいるので、パソコンやタブレットを使って回答をするという機会が今後ある。そうするとやはり子供たちが使う機会を増やしていくことは、未来の子供たちにとって必要である。

こういった理解、あるいは賛同については、教員からは、子供たちのためにということで動いていただいているところである。まだ導入して1年がたつところなので、今後も続けて理解と、活用能力の向上を図っていきたいと考えている。

以上である。

教育長

よろしいだろうか。

ほかにないか。

仲山委員どうぞ。

仲山委員

学習支援ソフトの導入に関するところで、中学校向け学習支援ソフトを導入するとい

うことだが、これは選定作業はどなたがされているのか。

教育施策課長

先ほど少し申し上げた、実際各学校で使った実績というものがまずある。使った学校、また使っていない学校も含めて、全中学校にアンケートなどを取らせていただいた。主に3つの候補の中から選んだが、それぞれメリットや、少々使いづらいついかなというところもある。私どもが組織立てている委員会であり、校長先生方にもご参加いただいているICTの利活用推進委員会で最終的にはご議論いただき、ソフトを選定した。

仲山委員

分かった。ありがとう。

教育長

ほかにないだろうか。

それでは、報告の②番については以上とさせていただきます。

③ 令和4年度学校関係工事計画（案）について

教育長

次に、報告の③番についてである。

会議冒頭にあったように、本日は学校施設課長が欠席である。したがって、教育振興部長から資料の説明をお願いします。

教育振興部長

資料に基づき説明

教育長

それでは、報告③番について、ご質問等あればお願いします。よろしいか。

それでは、報告の③番については以上とさせていただきます。

次に、報告④番について説明をお願いします。

保健給食課長

資料に基づき説明

教育長

それでは、報告④番について、ご質問等あればお願いします。

坂口委員どうぞ。

坂口委員

大変楽しみにしていたスキー教室を、この学校、学年は中止にしなければならなかつ

たのは本当に残念だし、その分をリカバリーすることもできないのだろう。例えば、修学旅行のようにほかの日にしたり、来年まとめてたくさん行くということもあり得ず、もうこの学年は全てできなかったということで諦めていただくことになるのか。

保健給食課長

日程については、スキーをやるということで、もともと3月4日まで日程を組んでいた。例えば小学校6年生のように日程を短くして実施するということも考えたが、やはりスキーのできるシーズンで振り替えることは難しいということである。来年については、当然のことながら修学旅行を実施することになると思うので、残念ながらこの学年については、スキー教室はほとんどの学校で中止をしたという形になる。

以上である。

坂口委員

分かった。決して誰が悪いわけでもなく、本当にこういう時期にあったということで気の毒でしかないが、本当に子供たちも親も大変残念がっていたことを、私は身近に見たものだから質問させていただいた。

教育長

坂口委員のおっしゃるように誠に残念である。当初は何とか1月から始めて、行けるところまで実施するという気持ちになっていたところであった。緊急事態宣言になってしまったら仕方ないが、まん延防止であれば実施しようかと思っていたところ、このオミクロン株というのは強力な感染力があるということで断腸の思いで中止にしたところである。

この学年は、去年の臨海学校にも行けなかったお子さんたちで、2年続けてということである。来週、2月23日から始まる中学校の修学旅行については、何とか実施したいと思っており、そこは先生方も同じ思いだと思う。今回の、この中学校2年生については、誠に残念だがこのような形にならざるを得なかったということである。

ほかにあるか。

それでは、報告④番については以上とさせていただく。

⑤ 令和4年度練馬区立少年自然の家の臨時休館について

教育長

次に報告⑤番の説明をお願いします。

保健給食課長

資料に基づき説明

教育長

それでは、報告⑤番について、ご質問等はあるか。よろしいか。

それでは、報告⑤番を終わらせていただく。

⑥ 令和4年度図書館特別館内整理期間について

教育長

次に、報告の⑥番の説明をお願いします。

光が丘図書館長

資料に基づき説明

教育長

それでは、ただいまの報告⑥番について、ご質問等があればお願いします。よろしいか。
それでは、報告⑥番を終了する。

⑦ 青年リーダーの養成の強化について

教育長

次に、報告の⑦番の説明をお願いします。

青少年課長

資料に基づき説明

教育長

それでは、ただいまの報告⑦番について、ご質問等があればお願いします。
坂口委員どうぞ。

坂口委員

先ほどの点検・評価の中にあつたことを早速実施しようということになっているのは非常に嬉しく思うし、これはぜひ成功してほしいと思う。

登録している方が80名以上もいるということについて、その数字も初めて伺ったが、そういう人たちを、資料9の3番にあるように地域活動へさらにつなげる取組をするわけだが、自主的にただつながればいいというわけではなく、やはりコーディネーターのような方も必要であるし、どなたができるかと考えた。今、少々プランニングを考えてみたが、町会長さんが呼びかけても、はいと来るわけではなく、つなぐ人が非常に大切ではないかと思う。

それから、講習会は、キャンプだったらキャンプのリーダーになるための講習会というのも想像がつくが、どういう方が講師として講習会をなさったのかなど、様々なことを考える。やはり青少年のための活動は大事だし、ボランティアを結びつける精神のようなものをきちんと語ってくださる人も必要だと思う。このジュニアリーダーが青少年委員という方の指導の下にあることは知っているが、事例集をつくると書いてあるので、

やはりせっかく登録いただいている若者86名が、練馬区の中できちんと自分の居場所を見つけられるような活動を、どんどん実現できるようにしてほしいと非常に思う。

強化する取組という形で打ち出されているので、まずは、いいコーディネーターが必要かと思う。そういうものがマッチングできるような方向にぜひ進めていただきたいと思う。

青少年課長

ありがとう。マッチングや、コーディネーターの役割は青少年委員に担っていただくかと思っている。青少年委員は65校の小学校校長からご推薦をいただいた方である。地域にネットワークを持っている方が多い。ベテランの青少年委員の方、それから、そういうノウハウを持っている方に中心となってやっていただいて、ブロックごとにスキルアップをしていきたいと思っている。

また、研修についても、青年リーダーや青少年委員の意見など、どういうものが必要なのかということをお聞きしながら検討を進めていきたいと考えている。少しずつステップアップできるよう取り組んでいく。

教育長

よろしいか。

坂口委員

はい。

教育長

ほかにあるか。
中田委員どうぞ。

中田委員

ジュニアリーダー養成講習会の案内を見たことがあるが、高学年になっていくと、子供たちが塾に行くことなどで、日程がなかなか合わず、人数が集まりづらかったりするかと思う。この修了生のお話を聞いたことがあるが、やはりしっかりしていて、養成講習を受けて成長したと思った。こんなに立派に発言できるのだと思ったのと同時に、この講習会になかなか参加できない子たちがいるのではないかとも思った。必ず全項目出席することというものもあったし、その日程を見るとなかなか厳しいのかなと思った。実際行きたくても行けない子がいるかと思ったので、何かほかの方法があったらいいかと思った。

青少年課長

ジュニアリーダー養成講習会は、コロナ禍があってキャンプもなかなか行けないというような実情もある。それから、生徒の皆さんが塾や学校行事などでなかなか時間が取れないというお話を聞いているところである。現在のところ、月1回、日曜日などでや

っている。多く出席した方に皆勤賞というようなことをやっているが、必ずしも皆勤賞が取れなくても参加いただけるようなプログラムを考えているところである。

また、せっかく得たことは、いろんなジュニアリーダー、仲間づくりのリーダーとして、学校などで発揮してほしいということをご紹介する。今後とも活動が広がるように取り組んでいきたいと考えている。

以上である。

教育長

ほかにあるか。

仲山委員どうぞ。

仲山委員

関連することだが、講習会のお知らせはどういう方法を取っているか。

青少年課長

全小学校、対象の学年の全児童にお配りするほか、区報に載せている。

それから、ホームページに載せる形で周知しているところである。

仲山委員

紙媒体やホームページだけか。例えば、学校の先生から直接口頭でお知らせをするようなことはしていないか。

青少年課長

校長会でこういう事業をやるという説明はさせていただいている。対象年齢の子供にはお配りさせていただいているが、配り方については、学校によってはそのようにお知らせいただいている学校もあるかと思うが、はっきりと承知しているところではない。校長会ではできるだけ参加できるように配ってほしいというお願いをしているところである。

以上である。

仲山委員

分かった。

教育長

ほかはないか。

岡田委員どうぞ。

岡田委員

私が校長のときに、ジュニアリーダーの子供たちと毎年1回か2回ぐらい会ったことがあるが、先に結論を申し上げると、この子たちがかなり一生懸命やっていて、もっと

誇りを持って活動ができればいいと思っていた。一般の子供たちとジュニアリーダーの子供たちとの区別がつかないので、簡単なもので結構だが、例えばIDカードを持たせるとか、もう少し何か誇りを持って活動できるような待遇があればありがたいと思っていた。

一生懸命やってくれていて、育成委員の人たちが、ジュニアリーダーの子供たちと関わって、いろいろ育ててくれているということは非常によく分かった。ジュニアリーダーの小学生の子供たちに非常に丁寧に接してくれているが、それだけで終わると非常にかわいそうな感じがする。そのため、先程申し上げたIDカードをぶら下げるとか、そのことに対する意識が高まるような待遇など、何かそういう取組をお考えいただけるとありがたいと思う。もう既にやっぺらっぺらなのであれば申し訳ない。何かそういう手だてがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

青少年課長

ジュニアリーダー受講生にはバンダナをお配りしている。地区によってはおそろいのTシャツを作っているいろいろな行事に参加したりしている。団員証のようなものは作っているが、もう少しアピールができるようなものを検討させていただければと思っているところである。

それから、育成地区委員会の活動なども、地域懇談会というものを青少年委員会に主催していただいて、青少年委員、育成地区委員会、学校の校長先生と集まる会を毎年1回やっていただいている。そういうところでもアピールしていただいているが、いろいろなところで紹介できるように皆で連携してやっていきたいと思っている。

以上である。

教育長

ほかにないか。

それでは、報告⑦番は以上とさせていただきます。

⑧ 子育て支援サービスの充実について

教育長

それでは、次の報告⑧についてお願いします。

練馬子ども家庭支援センター所長

資料に基づき説明

教育長

それでは、報告⑧番について、ご意見、ご質問等あれば、お願いします。
中田委員どうぞ。

中田委員

この子育てスタート応援券の拡充について、出産直後ということだが、出産前にこの券を使うことはできないのか。出産後は意外と、子供が生まれてしまうと忙しくて、妊娠中のほうが移動もしやすいと思うので、出産前に配られるのもいいかと思った。

もう1点、民設子育てひろばの拡大についてである。今、保育園利用者が増えているということで、子育てひろばの利用者が多くなっているから増やすのか。この増やす目的を教えてください。

以上である。

練馬子ども家庭支援センター所長

1点目の子育てスタート応援券の配布時期である。こちらの件については、出産後に券をお送りする形となっていて、出産前にスタート応援券を利用いただくことができない形になっている。

ただ、子育てサービスについては「ねりま子育て応援ハンドブック」というサービスがまとまったものを母子手帳交付時にお配りする形で、様々なサービスについてご紹介させていただいている。また、妊娠期については、保健相談所等とも連携して出産後の不安等のご相談の対応をさせていただき、必要なサービスをご案内させていただいている。実施方法等については、お声を頂戴しながら検討をしていく形になるのかと考えている。

2点目のひろば事業に関してである。こちらについては、先ほど申した地域における気軽に相談できる場所、身近に相談できる場所があるということは非常に重要なことだと考えている。子ども・子育て計画の中でも子育てのひろば、今申したように身近な地域の相談場所が必要という中で、コロナ禍の中で相談件数がなかなか伸びない部分はあがるが、その影響を鑑みたとしても昨年度よりも利用は増えている状況である。

できる限りきめ細かく地域において相談対応できるようにと考えて、こちらの事業については実施させていただいている。

以上である。

教育長

ほかにはないか。よろしいか。

それでは、報告⑧番を終了とさせていただきます。

⑨ その他

教育長

それでは、各委員の皆様方から何かあればお願いします。

よろしいか。

それでは、それ以外に報告があればお願いします。

子育て支援課長

恐れ入る。子育て世帯への臨時特別給付支援給付金について、口頭でご報告をさせていただく。

児童1人当たり現金10万円を支給している子育て世帯への臨時特別給付だが、これまで、10万円を5万円ずつに分けて支給する場合には先行給付金、追加給付金、一括で10万円を支給する場合には一括給付金といった形で、これまでも教育委員会のほうにご報告をさせていただいた。

ただこれについては、児童手当の仕組みを用いて給付を行うということであったために、基準日より後に離婚等によって新たに対象の子供の養育者となっているにもかかわらず、給付金を受け取れないという方が出ていた。これについて、子育てを支援する目的でそういった方に新たに支給するという事になったのが、この支援給付金というものである。

支給する対象者だが、もともと令和3年9月分の児童手当受給者という方が対象になっていたが、その支給対象である9月分の児童手当の受給者ではないが、それ以降に離婚等によって新たに養育者となっている方で、3月分の児童手当の受給の対象になっている方、これがまず一つ支給の要件である。

それともう一つ、先ほど申し上げた児童手当の受給というのは、お子さんの対象年齢が中学生までになるので、高校生の年代に当たるお子さんの養育者にあたる方については、令和4年2月28日の時点、今月末の時点で現に養育者となっている方が対象になる。この方たちに対して、児童1人につき10万円を支給するというものだが、ただし、離婚等をした場合には、既に前の方が受け取っている10万円を、自分が10万円を受け取っている、自分のほうで引き継いでいる、もしくは10万円が子供のために使われているといった場合、例えば10万円もらったうちの一部を使ってランドセルを買ってあげた、学習機を買ってあげたなど、そういった形で子供のために消費されている場合には、その金額を10万円から差し引いた残りの金額をお支払いするという形になっている。いくらが子供のために使われた、もしくは自分が譲り受けているかについては、自己申告をしていただくというルールになっている。

練馬区として大体どのぐらいの人数の方が対象になるのかという推計だが、おおむね440世帯660人の児童が対象になり、金額的には、1人10万円のため6,600万円程度が見込まれているところである。あくまで推計だが、そういった形で見込んでいる。

これについての対応だが、今現在ホームページには、今準備中である、少しお待ちいただきたいといった形でご案内をさせていただいているが、区報では2月21日号に掲載し、速やかに準備が整い次第、ホームページに申請書等の様式をアップして、ダウンロードで請求していただけるような手はずにする予定である。

ただ、もともとの前提として、中学生までのお子さんについては3月分の児童手当の受給対象者になるということが前提になっていて、それはすなわち2月中に児童手当の手続が済んでいないと対象にならない。一方で、区報でのご案内が2月21日ということである。通常は対象になった時期に手続していただいているとは思いますが、もしも遅れていた場合には、数日の間に手続をしていただかないとこの10万円が受け取れないということになってしまう。そのため、通常、土曜日・日曜日については役所は休みだが、

2月26日土曜日は開庁して、子育て支援課の児童手当係に9時から5時までの間においていただければ児童手当の手続きができ、そのときに一緒にこの10万円の給付金についての申請も受けられるといった形をとりたいと考えている。

ご説明は以上である。よろしく願います。

教育長

ただいまの件について、ご質問等ないか。

9月以降に離婚をした場合においては、前の制度であれば前のいわゆる親権者に交付されるが、実はそうではない方が子供を引き取った場合は、従来の国の指導では協議をして返してもらい、また、一部返してもらいということだったが、今回はそこまでの縛りがなくなったということである。ただし、全額または一部をもらった場合は、その分を差し引いて差額をお支払いする。それから、もし支給するならば今月中に申請をしていただかなければいけないので、それを周知するというのと、特設窓口を来週の土曜日に設けるという趣旨だったと思う。

子育て支援課長

3月分の児童手当をもらっているということが前提になるので、その児童手当の手続の期限は今月末だが、給付金の申請自体は4月15日までという形になる。申し訳ない、補足をさせていただく。

教育長

すまない、認識が少し間違っていた。
仲山委員どうぞ。

仲山委員

確認だが、自分がそのようにして、給付金をもらえるということは、ご本人は分かるのだろうか。

子育て支援課長

まず、こちらのほうで、間違いなく9月以降に離婚等をされて、今ひとり親になっているということが分かる方たち、例えば、児童扶養手当や児童育成手当、ひとり親の医療証を発行しているなど、そういった方たちにはこちらからご案内を差し上げる。

ただし、今言ったそれらの手当等は、この給付金よりも所得制限が低いので、今言ったものには該当しないがこの給付金に該当するといった方たちはいらっしゃる。その方たちにどうご案内するかというのは非常に難しい。例えば、もし、前は別の区に住んでいて、離婚したので子供を引き取って、自分が児童手当を10月以降もらうようになって、その後練馬に引っ越してきたということになった場合、練馬区での児童手当の受給の理由は転入である。離婚して9月の時点ではもらっていなかったということは練馬区では分からないわけである。そのため、どういった方が対象になってなるのかというの

は、非常に難しい。

そのため、こちらとしては広くご案内をするということしかできない。分かる範囲で、ひとり親の関係の団体があるので、そちらのほうを通じてご案内をしてもらうということはやっていくが、それ以外の方に対しては、給付金の請求は4月15日までできるが、区のホームページでできるだけ分かりやすいところに記事を載せていくなど、そういった形で周知に努めたいと考えている。

逆に、そうではないかと推測される方に対してご案内を送るということが、そうではなかった場合にまずいと思うので、どういった周知の仕方ができるかということに関しては、やはり広く一般的なところにとどまらざるを得ない面はあるかと考えている。

以上である。

仲山委員

ありがとう。

教育長

ほかにないか。

それでは、以上とさせていただきます。

改めて伺いますが、この際、委員の皆様方から何かご質問、ご意見はあるか。

仲山委員どうぞ。

仲山委員

先ほどの陳情に関する資料のことだが、現在、食材を調達しているところには、どういう形でこういう食品を使ってほしいなど、そういう書類がいつていると思うが、その書類も資料として見せていただけるようお願いする。

保健給食課長

実際に納入をしている業者に何か書類を配るということはしているわけではない。それぞれの学校の栄養士がこういった食料を使うということを理解した上で発注をしているというのが実態である。

仲山委員

栄養士には何らかのガイドラインを示しているのか。

保健給食課長

もちろん栄養士にはそういった文書を示しているのですが、そちらをお示しすることはできると思う。

仲山委員

よろしく願います。

もう1点だが、今回、ゲノム編集ということが問題になっているが、給食の食材に関

して、ほかの自治体が新たなこのゲノム編集という食材に関して何かガイドラインをつくっているかどうかということも少し調べてもらいたい。

保健給食課長

ほかの自治体にも確認して、可能な部分を集めたいと思う。

仲山委員

よろしく願います。

教育長

ほかにはないか。
中田委員どうぞ。

中田委員

子供がもってきたのか分からないが、練馬の小中一貫教育のチラシに、中学生が小学生に応えるオンライン質問会を練馬中学校と練馬小学校でやっていて、小学生から、勉強はどんなことが難しくなるかということなどについて、オンラインで質問を行うというものが載っていたので、これはすごくいいと思った。ほかの学校でもこういうことをやってもらえたらいいと思った。

教育振興部副参事

中田委員がおっしゃった練馬小中一貫教育のリーフレットは、この2月にできたところである。こういった好事例を広く学校に周知し、また、来週に小中一貫教育研修会があるので、ぜひ多くの学校でよい事例を積極的に取り入れていくように努めていきたいと思っている。

以上である。

教育長

よろしいか。
ほかにあるか。
それでは、第4回教育委員会定例会を終了する。